

## 別表六（八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は令和3年改正前の措置法（以下「令和3年旧措置法」といいます。）第42条の4第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費割合の計算」の各欄は、当期が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合にのみ記載します。
- 3 「税額控除割合17」は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「0.1又は」を消し、同年4月1日以後に開始する各事業年度にあつては「又は0.14」を消します。
- 4 「当期税額基準額22」の記載に当たっては、令和3年4月1日以後に開始する事業年度で措置法第42条の4第3項第1号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度及びその適用を受ける法人（当該事業年度終了の時に於いて法第66条第6項第2号又は第3号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの、法第4条の7（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人及び株式移転完全親法人を除きます。）の同日前に開始した事業年度で令和3年旧措置法第42条の4第2項各号に掲げる要件を満たす事業年度にあつては、「0.25+(20)+(21)」とあるのは、「0.4+(20)」として計算します。